



宮 崎 県 公 報

平成20年12月22日 (月曜日) 第 2044 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

| | | |
|-----------------------------------------------|---|------------------------------------------------------------|
| 告 示 | 頁 | ○都市計画の決定図書の写しの縦覧…………… (都市計画課) 2 |
| ○民有林の保安林の指定予定 (3件) …… (自然環境課) 1 | | ○都市計画の変更図書の写しの縦覧…………… (“) 3 |
| ○民有林の保安林の指定…………… (“) 2 | | 公安委員会規則 |
| 公 告 | | ○宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則…………… 3 |
| ○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見 (2件) …… (商業支援課) 2 | | 選挙管理委員会告示 |
| ○県営土地改良事業の工事の完了…………… (農村整備課) 2 | | ○宮崎海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 3 |

告 示

宮崎県告示第 929号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成20年12月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町坪谷字鎌柄 1995-1、東臼杵郡美郷町西郷区田代字長谷9318-1、9318-2、9318-4、西郷区山三ヶ字清水谷 807から 823まで、字文字川 3510-5、3511-1、字山瀬4058-1、4058-3

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字鎌柄1995-1 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 930号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成20年12月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字内ノ口5760・5761・5776 (以上3筆について次の図に示す部分

に限る。)、字竹ノ本5939-1

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字内ノ口5760・5761・5776・字竹ノ本5939-1 (以上4筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 931号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成20年12月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ字山瀬4018-20、4018-57、椎葉村大字下福良字奥村1118-72、1118-226

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字山瀬4018-20・4018-57・字奥村1118-72・1118-226 (以上4筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 932号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成20年12月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 西都市大字南方字柳迫6551-1・6553-1・6553-9・6553-カ・6553-タ・6553-レ・6553-ワ・6553-17・6553-18・6553-24(以上10筆について次の図に示す部分に限る。)、6548-14、6548-15、6553-2、6553-ソ、6553-ツ、6553-19、6553-20、6553-29、6553-子、6553-2-ヌ-2、6553-2-リ-1から6553-2-リ-3まで、6553-2-チ-3、6553-2-チ-4、6553-2-チ-5-1、6553-2-チ-5-2、6553-2-チ-6、6554-1から6554-6まで、6554-8から6554-18まで、大字調殿字弥内迫1602-7(次の図に示す部分に限る。)、1602-4、1602-6、1602-10、1602-11
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西都市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により、日南市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年12月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
日南ショッピングタウン
日南市星倉字渡瀬4599番地 外
- 2 意見の概要
今回の届出における、市道星山線の入り口については、当ショッピングタウンの開発申請時に、乗り入れ口等の協議が行われており、搬出入車両専用としている経緯があることから、今回の変更に伴う新たな出入り口の設置については、設置の是非を含め、以下の内容を関係機関と協議すること。

- (1) 交通管理者(日南警察署)と十分な協議を行い、その結果を踏まえて、道路管理者(日南市)と協議すること。

- (2) 乗り入れ口(歩道切り下げ)幅が6.0mで申請されているが、通常の乗り入れ口はL=4.0mであることから、その理由を道路管理者に示すこと。

- (3) 乗り入れ口の新設にあたり、女王ヤンに支障とならない場所を選定すること。

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

- (2) 期間

平成20年12月22日から平成21年1月22日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により、西都市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年12月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西都農業協同組合Aコープさいと店

西都市大字右松2108番地 外18筆

- 2 意見の概要

意見は無し

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

- (2) 期間

平成20年12月22日から平成21年1月22日まで

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

平成20年12月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| 地区名 | 市町村名 | 事業名 | 完了年月日 |
|-----|------|--------------|------------|
| 小山田 | 宮崎市 | ふるさと農道緊急整備事業 | 平成20年9月30日 |

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成20年12月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画を定める者の名称

宮崎市

- 2 都市計画の種類及び名称

宮崎広域都市計画土地地区画整理事業

松小路土地区画整理事業

3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課

宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成20年12月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 都市計画を定める者の名称

宮崎市

2 都市計画の種類及び名称

宮崎広域都市計画用途地域

3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課

宮崎県宮崎土木事務所

公安委員会規則

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月22日

宮崎県公安委員会委員長 田 代 知 代

宮崎県公安委員会規則第 9 号

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則（昭和44年宮崎県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | | | | 改正後 | | | |
|---------------|---------------------|-----------------|--------------------|---------------|---------------------|-----------------|------------------------|
| 別表（第 2 条関係） | | | | 別表（第 2 条関係） | | | |
| 署名 | 交番駐在所名称 | 位置 | | 署名 | 交番駐在所名称 | 位置 | |
| [略] | [略] | [略] | | [略] | [略] | [略] | |
| 延岡 警察 署 | [略] 城 山 同 [略] | [略] 同 [略] | [略] 東本小路 [略] | 延岡 警察 署 | [略] 城山中央同 [略] | [略] 同 [略] | [略] 船倉町 2 丁目 [略] |
| [略] | [略] | [略] | | [略] | [略] | [略] | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第49号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第99条第 2 項に規定する宮崎海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、平成20年12月 5 日現在次のとおりである。

平成20年12月22日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 二
選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 2,099人